

平成29年度第2回  
県西地区福祉有償運送市町共同運営協議会会議議事録

1 日 時 平成29年7月25日（火）午後1時30分から午後3時まで

2 場 所 中井町保健福祉センター 2階 集団指導室

3 出席者 26名（うち委任状4名）

4 議 題

(1) 自家用有償旅客運送の更新登録申請の協議について

・社会福祉法人 風祭の森

(2) 自家用有償旅客運送の新規登録申請の協議について

・社会福祉法人 小田原福祉会

・特定非営利活動法人 福寿支援サービス

(3) 報告事項等について

・軽微な事項の変更 4件

・平成28年度実績報告

(4) その他

5 経過及び結果

(1) 自家用有償旅客運送の更新登録申請の協議について

ア 社会福祉法人 風祭の森

（説明者：小田原市高齢介護課及び社会福祉法人 風祭の森）

〔経過〕（質問） 運転者4名に対し車両9台となっているが、そんなに数が必要なのか。

（回答） 3年前に登録したままで変更していないため、運転者に見合った台数となっていない。

（意見） 車があると講習を受けてない方が運転してしまう可能性があるため、管理体制をしっかりとしていきたい。

（質問） 運転者4名のうち講習者3名となっているが、1名の状況はどうか。

（回答） 1名は最近免許を取得したばかりなので、講習はまだ。

（質問） 福祉有償運送として、実際には9台使用しているのか。違うようであれば、変更届を出していただきたい。

（回答） 9台全部使用することはないので、実態に合わせて変更届等対応したい。

〔結果〕 「協議が調った」ことを承認

(2) 自家用有償旅客運送の新規登録申請の協議について

ア 社会福祉法人 小田原福祉会

（説明者：小田原市高齢介護課及び社会福祉法人 小田原福祉会）

〔経過〕（質問） 名簿に登載されている理由は何か。

（回答） 一番多いのは通院、もちろんそれ以外の利用もある。

（質問） 福祉有償運送以外では、会として普段どのような活動をしているのか。また福祉有償運送は、その福祉全般の中の一事業なのか。

（回答） 会としては、老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、グループホーム等行っており、約千2、3百名の方々に対してサービスを提供している。今後は地域包括ケアシステムとして必要な、移動というものに関与していくべきだと考えており、県に対して定款の変更申請を行っていく。

(質問) 対価の中の介助料金とは、どのような内容のものか。その場合、待機料はかかるのか。

(回答) 通院で言えば、受付までご一緒する、乗車、降車含め付き添う目的が介助料であり、運転手が介助する際には、待機料はかからない。

(質問) 施設にいる方の通院等、どのように対応しているのか。

(回答) 施設への送迎は行っているが、それ以外の希望の所へ行くサービスは、今現在認可を受けていないため出来ないの、主に車窓の会さんをお願いしている。今後は、車窓の会さんと手を組んでやっていきたい。

[結果] 「協議が調った」ことを承認

#### イ 特定非営利活動法人 福寿支援サービス

(説明者：湯河原町介護課及び特定非営利活動法人 福寿支援サービス)

[経過] (質問) 新規で始めるに至った理由を教えてください。

(回答) 湯河原町は高齢者が多く、健常者の車が使えない（金が高い）ので。

(質問) どのような方が対象なのか。また福祉有償にした経緯は。

(回答) 福祉に関する高齢者に対して、今まで事業として安く提供してきた大成功をしたのだが、法に触れてしまい7月から事業を休んでいるため。

(質問) 旅客の範囲について、名簿にはイとロしかないが、ハとニは登録予定か。

(回答) 今後発生するかもしれないので、湯河原町の前課長より、とりあえず書けと言われて書いた。

(意見) 制度上の問題として、今現在名簿にいないハとニは登録出来ない。今後発生した時は、この協議会で妥当であるか協議する必要があるため、相談して欲しい。登録がないのに行ってしまうと、以前と一緒である。もし協議会で同意されたにも拘らず間違えてやってしまうと、責任問題となってしまうため、そこだけは勝手にやらないでいただきたい。

(質問) 付記事項3について、詳しく説明して欲しい。

(回答) 福祉有償の制度がわからなく、勝手にやってしまったということ、いわゆる白タク、罰金刑。

(補足) 制度について説明すると、処分の内容により新規登録が出来ない事由というのがいくつかある。前回協議会で情報提供したが、新聞報道で書類送検されたというのは文字どおりであり、ただ処分についてはわからずここで詳らかに出来ないため、湯河原町に確認していただいたところ、そこに該当しなかったという事だけが、ここに書いてある。中身については、申請者が言われた内容である。(藤本氏)

(質問) 様式第6号(ウ) 運行管理の責任者の代行者なしというのはダメでは。

(回答) 5名以上だから良い。

(質問) 5名以上は運行管理の資格の話であって、ここは運行管理の責任者がいない時に代わって代行する人を記入するので、なしはありえない。どなたか具体的に出してもらえるか。

(回答) オカダ、いやウダガワサトルで。

(質問) 運送の対価は、1km200円はタクシーの概ね1/2範囲内で納まっているのか。通常、比較表があるのだが、今回ないので。

(回答) 初乗り730円でkmに直すと1km400円、その半分ということ。迎え料金、待ち時間なしでのそうゆう計算。介護タクシーにメーターを付けていたので、その経験からの数字である。

(質問) 様式第6号(1) 委託に○がついているが、それは取るべきでは。

- (回答) 修正する。
- (質問) 20kmを想定すると4千円と書いてあるが、タクシー協会の方は7千円弱だと言われている。おおむね1/2以下にならないのでは。
- (回答) これは大体の数字。今までは3千円であった。
- (質問) 今までの料金ではなく、制度にそぐう様に設定して欲しい。実際タクシーの小田原上限運賃の1/2以内が前提で、それ以下で抑えていただきたい。このスタートの段階で超えている根拠は何か。
- (回答) 迎えや待ちの料金をいただかないので、決めた料金。湯河原は初乗り3千円である。
- (質問) 湯河原は小田原と同じエリア料金で1.8km770円が上限、247m90円なので1km200円は高い。
- (回答) では、見直す。私の勘では150円から200円。
- (意見) ここへきてタクシー料金が安い等の段階ではない。もう少し詳しく調べた中で出していきたい。
- (質問) 最後のページに記載のある初乗り料金は普通取っておらず、またキャンセル料は初めて聞いたが実際あるものなのか。さらに介助料金は考えていないのか。
- (回答) 今のところ考えていない。必要なら自分で用意する。
- 〔結果〕 「運営内容等見直しが必要となる部分が多くあることから、湯河原町とよく調整をして再申請をしていただく」ことを承認

(3) 報告事項等について (説明者：事務局)

軽微な事項の変更 4件

〔経過〕 質疑なし

平成28年度実績報告 (説明者：事務局)

〔経過〕 質疑なし

(4) その他

〔経過〕 (指摘) 資料1 旅客の名簿に一部住所記載あり。

(回答) ここで名簿を回収し、修正して議事録と一緒に送付する。

〔経過〕 スケジュールについて、今回は平成30年2月28日(水)午後1時30分より開催予定。それ以前に、特定非営利活動法人 福寿支援サービスより再申請があった場合は、後日日程を連絡。

6 保留事項 なし

7 特記事項 なし

平成29年8月25日

記録作成者 県西地区福祉有償運送市町共同運営協議会  
事務局担当市町 中井町福祉課